

○ 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 2（令和6年4月5日）」の訂正について

該当箇所	訂正後	訂正前
P.10 問24	<p>(答)</p> <p>開所日数については、原則として、工賃の支払いが生じる生産活動の実施日を開所日数として含めていただき、レクリエーションや行事等生産活動を目的としていない日に関しては開所日として数えない。ただし、地域のバザー等の行事で 利用者が作成した生産品等を販売した場合に関しては、開所日として算定して差し支えない。</p> <p>また、「前年度における開所日1日あたりの平均利用者数」の小数点の取扱については、小数点第1位までを算出する。小数点第2位以降もある場合は小数点第2位を<u>切り上げるものとする。</u></p> <p>例：14.679人の場合⇒14.7人</p> <p>加えて、平均工賃月額の小数点については、円未満を四捨五入する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(答)</p> <p>開所日数については、原則として、工賃の支払いが生じる生産活動の実施日を開所日数として含めていただき、レクリエーションや行事等生産活動を目的としていない日に関しては開所日として数えない。ただし、地域のバザー等の行事で 利用者が作成した生産品等を販売した場合に関しては、開所日として算定して差し支えない。</p> <p>また、「前年度における開所日1日あたりの平均利用者数」の小数点の取扱については、小数点第1位までを算出する。小数点第2位以降もある場合は小数点第2位を<u>四捨五入する。</u></p> <p>例：14.679人の場合⇒14.7人</p> <p>加えて、平均工賃月額の小数点については、円未満を四捨五入する。</p> <p>(以下略)</p>